平成２５年（フ）第１６２７号
福岡市西区周船寺３丁目１番44号
債務者　南里　愛子
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６３１号
福岡市西区今宿１丁目17番27―301号
債務者　諏訪薗賢司
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６３２号
福岡市西区今宿１丁目17番27―301号
債務者　諏訪薗利奈（旧姓古賀）
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６６０号
福岡市早良区室住団地75番208号
債務者　井上　慶一
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６６３号
福岡県筑紫野市二日市南２丁目６番18号　トレヴィア二日市202号
債務者　溝田　義一
1　決定年月日時　平成25年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３９号
福岡県筑後市大字熊野71番地14
債務者　ちっご弁こと　酒井　伸吾
1　決定年月日時　平成25年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２５年（フ）第４１５号
大分市関園507　クレスコート関園Ｂ―201、住民票上の住所大分市大字関園565番地の７
債務者　佐藤　友美
1　決定年月日時　平成25年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２７７号
宮崎市高岡町内山3636番地
債務者　東　　明子
1　決定年月日時　平成25年11月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２９３号
宮崎市江平東１丁目９番18号　コアマンション江平501号
債務者　壹岐美代子（旧姓大倉）
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１１５号
福島県郡山市細沼町11番28号ライオンズマンション細沼901号
債務者　根本まゆ美（旧姓山中）
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第３２６号
愛知県一宮市木曽川町門間字下流3553番地
グレイスＹＡＳＨＩＲＯ105号
債務者　川嵜　　稔
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３３３号
愛知県一宮市丹陽町伝法寺字西大門392番地
１　サンセール・和201号
債務者　北尾　麻未
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３３９号
愛知県一宮市神山３丁目１番５号
債務者　塚本　鉱司
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３４６号
愛知県一宮市花池４丁目19番２―514号　県営花池住宅
債務者　髙木　義雄
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３４７号
愛知県一宮市花池４丁目19番２―514号　県営花池住宅
債務者　髙木眞由美
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第９１５号
京都府向日市物集女町クヅ子２番地　柴田マンション201号
債務者　久木元静佳（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１０６５号
京都市山科区東野片下リ町88番地２シヤトー山階305
債務者　津野　智美（旧姓持原）
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月７日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係